

東海村医療福祉費支給に関する条例

昭和51年12月22日

条例第39号

改正 昭和58年3月25日条例第11号

昭和59年9月29日条例第17号

昭和61年6月26日条例第18号

平成3年6月28日条例第21号

平成6年9月16日条例第16号

平成7年9月22日条例第21号

平成8年9月27日条例第16号

平成9年12月17日条例第18号

平成10年9月30日条例第24号

平成11年3月25日条例第11号

平成12年3月27日条例第35号

平成13年3月26日条例第19号

平成14年3月19日条例第18号

平成15年3月13日条例第5号

平成15年9月26日条例第21号

平成17年3月25日条例第6号

平成17年10月21日条例第20号

平成18年9月22日条例第36号

平成19年9月21日条例第26号

平成19年12月17日条例第30号

平成20年3月28日条例第20号

平成20年9月25日条例第34号

平成20年12月19日条例第41号

平成21年6月18日条例第15号

平成21年10月26日条例第21号

平成 22 年 3 月 26 日 条例第 6 号

平成 22 年 9 月 24 日 条例第 20 号

平成 23 年 3 月 28 日 条例第 9 号

平成 24 年 6 月 20 日 条例第 16 号

平成 26 年 9 月 29 日 条例第 20 号

平成 26 年 12 月 19 日 条例第 24 号

東海村医療福祉費支給に関する条例（昭和 48 年東海村条例第 12 号）  
の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子  
及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一  
部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを  
目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号  
に定めるところによる。

（1） 妊産婦 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条  
に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産  
（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達する  
までの者

（2） 小児 出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31  
日までの間にある者

（3） 母子家庭の母子 次に掲げる者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129  
号）第 6 条第 1 項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者  
のない女子」という。）で次に掲げる児童を現に監護してい  
る者及びその児童

（ア） 18 歳未満の児童（18 歳に達する日以後の最初の 3

月 31 日までの間にある者を含む。)

(イ) 20 歳未満の児童 (20 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。以下同じ。) で児童扶養手当法施行令 (昭和 36 年政令第 405 号) 別表第 1 に定める障害の状態にある者

(ウ) 20 歳未満の児童で別表第 1 に定める学校に在学している者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第 3 条に定める父母のない児童のうちアの (ア), (イ) 及び (ウ) に掲げる児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻 (婚姻の届出をしていないが, 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしたことのない女子

(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。

ア 別表第 2 に定める配偶者のない男子 (以下「配偶者のない男子」という。) で前号ア (ア), (イ) 及び (ウ) に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

イ 前号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻 (婚姻の届出をしていないが, 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしたことのない男子

(5) 重度心身障害者等 次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳 (以下「手帳」という。) の交付を受けた者で, その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号 (以下「省令別表」という。) の 1 級又は 2 級に該当するもの (65 歳以上 75 歳未満の者は, 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 50 条第 2 号の規定による認定を受けた者に限る。)

イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスの免疫又は肝臓の機能障害とされるもの（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の知的障害者更正相談所において、知能指数が35以下と判定された者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定されたもの（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表1級に該当する障害年金等受給権者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、東海村の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する

法律又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（東海村の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により東海村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により東海村がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

（医療福祉費の支給）

第4条 村は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度心身障害者等及び第8項の

規定を受ける者を除く。)が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院又は診療所(以下この項において「保険医療機関等」という。)において医療を受けた場合及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)による指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額(以下「支給額」という。)から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療及び指定訪問看護を受けた場合 1日につき600円(1日の支給額が600円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において2回を限度とする。)

(2) 入院の医療を受けた場合 1日につき300円(1日の支給額が300円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等において3,000円を限度とする。)

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費(健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。)の対象となる医療に要する費用の額(65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

- 5 医療福祉費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、村長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権を行う者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。
- 6 村は、対象者（特例妊産婦（妊産婦のうち、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の児童手当法施行令（以下「旧政令」という。）第11条の規定により読み替えられる旧政令第1条に定める額と同条に規定する児童1人について加算する額を加算した額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上の者をいう。以下同じ。）を除く。）が規則で定める手続に従い、村が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局（以下この項及び第8項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合（ただし、対象者が妊産婦である場合は、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。）には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うことが

できる。

7 前項の規定による支払をしたときは、当該医療を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

8 村は、保険医療機関等において医療を受け、又は指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた特例妊産婦及び特例妊産婦以外の妊産婦で、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷以外の疾病又は負傷と診断された者が規則で定める手続に従い、第6項に規定する医療又は指定訪問看護を受け、支払うべき費用を支払った場合には、当該支払うべき費用に相当する額を後日支払うものとする。

(控除額の支給)

第4条の2 村は、前条第1項の規定による医療福祉費の支給に併せ、同条第2項の規定により控除される額及び入院時食事療養費を、村助成医療費として対象者、保護者等の申請に基づき支給できるものとする。

2 前項の支給に関し必要な事項は、東海村医療福祉費自己負担分助成規則（平成11年東海村規則第11号）で定める。

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費は、妊産婦又は小児のいずれにも該当しない母子家庭の母子、父子家庭の父子又は重度心身障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者には、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて7月1日（前々年の所得にあっては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34



号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者若しくはその者の配偶者又は重度心身障害者等の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例による。

3 第1項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者又は配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者若しくは配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となったときは、規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。

(届出)

第6条 対象者又は保護者等は、規則で定める事項について、速やかに村長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による医療福祉費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療福祉費の返還)

第8条 村長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者又は保護者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療福祉費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療福祉費を返還させることができる。

2 村長は、偽りその他不正行為によって、この条例による医療福祉費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例(以下「旧条例」という。)により医療福祉費の支

給の対象者となっている者で、旧条例第2条第1号に規定するものについては、その者が1歳に達するまで、旧条例第2条第2号に規定するものについては、昭和52年3月31日まで、旧条例第2条第3号及び第4号に規定するものについては、昭和52年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第17号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和60年8月1日からこの条例の施行日前までの間は、この条例による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例第3条の対象者となった者については、その対象者となった日からこの条例による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例第5条の規定を適用する。

附 則（平成3年条例第21号）

- 1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例第5条第1項第1号の規定は、平成3年7月1日以降に出生した乳児につい

て適用し、同日前に出生した乳児については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年条例第 1 6 号）

- 1 この条例は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第 2 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号イ、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 2 項の改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年条例第 1 6 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年条例第 1 8 号）

- 1 この条例は、平成 1 0 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 0 年条例第 2 4 号）

- 1 この条例は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号エの改正規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 1 年条例第 1 1 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 3 5 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第5条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例第4条第1項及び第4項の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年条例第18号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第20号）

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第36号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 30 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 20 号）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項の改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前にされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前の東海村医療福祉費支給に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 3 条の規定による対象者（以下「既対象者」という。）であった 65 歳以上 75 歳未満の者であって、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 7 条の規定による改正前の老人保健法（以下「改正前の老人保健法」という。）の規定による老人医療受給対象者でない者及び既対象者であって改正前の老人保健法第 25 条第 7 項の規定により東海村が医療を行っていた者については、平成 20 年 6 月 30 日までの間において、改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例第 3 条の規定に関わらず、医療福祉費を支給するものとする。

附 則（平成 20 年条例第 34 号）

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 41 号）

- 1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 6 号の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前にされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 15 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定による対象者であった妊産婦であって、改正前の条例第4条の規定により村が医療福祉費の支給を行っていた者については、出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末に達するまでの間において、この条例による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例第3条の規定にかかわらず、改正前の条例第4条の規定により医療福祉費を支給するものとする。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第16号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)

2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(同法第70条において準用する同法第54条に規定する通信課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)

3 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)

4 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

5 学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程

6 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部



別表第2（第2条関係）

配偶者のない男子の種別

- 1 配偶者（事実婚による配偶者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの
- 2 離婚した男子であって、現に婚姻をしていないもの
- 3 配偶者の生死が明らかでない男子
- 4 配偶者から遺棄されている男子
- 5 配偶者が精神又は身体の障害によって長期にわたって労働能力を失っているところの男子
- 6 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子

東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和52年2月18日

規則第3号

改正 昭和58年3月25日規則第5号

昭和59年9月20日規則第16号

昭和62年6月22日規則第19号

平成4年3月10日規則第1号

平成9年12月25日規則第23号

平成10年12月1日規則第29号

平成11年5月31日規則第31号

平成11年9月16日規則第38号

平成12年12月28日規則第72号

平成13年3月29日規則第9号

平成14年3月27日規則第18号

平成15年3月24日規則第8号

平成17年10月31日規則第30号

平成18年6月2日規則第42号

平成18年9月26日規則第48号

平成19年3月30日規則第34号

平成19年10月22日規則第48号

平成20年3月31日規則第23号

平成21年4月14日規則第17号

平成21年7月10日規則第20号

平成23年1月31日規則第1号

平成23年3月31日規則第15号

平成24年9月6日規則第18号

平成26年9月29日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海村医療福祉費支給に関する条例（昭和51年東海村条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2） 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（平15規則8・一部改正）

（医療福祉費受給者証の交付申請）

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、あらかじめ医療福祉費支給制度受給申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を証明するに足る書類

- （2） 転入者にあつては、条例第5条に規定する 所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- （1） 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員若しくは 被扶養者 にあつては、 その旨を証する書類

- （2） 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類

- (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、村長が定める調書
  - (4) 条例第2条第3号ア(イ)に該当する者にあつては、同号に掲げる障害の程度を証する書類
  - (5) 条例第2条第3号ア(ウ)に該当する者にあつては、在学を証する書類
  - (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に掲げる障害の程度を証する書類
- 4 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができる。

(受給者証の交付)

第4条 村長は、前条第1項の申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者に医療福祉費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

- 2 対象者が小児であつて、入院のみ対象となる場合は給者証表面に入院のみ有効である旨を表示し、外来のみ対象となる場合は外来のみ有効である旨を表示するものとする。

(受給者証の再交付申請)

第5条 医療福祉費受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第4条第5項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第3号)を提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを村長に返還しなければならない。

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号)を村長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

(2) その他村長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

(支給の決定)

第7条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。ただし、特例妊産婦及び特例妊産婦以外の妊産婦(妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷以外のものと診断された場合に限る。)は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証を提示し、支払うべき費用を支払わなければならない。

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の

施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）  
第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令（昭和38年政令第2  
47号）第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

（届出事項等）

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等  
に関し、次の各号に掲げる事項に変更があった場合とし、同条による  
届出は、医療福祉費受給資格等変更届（様式第7号）に受給者証を添  
えて行うものとする。

- （1） 氏名
- （2） 住所
- （3） 条例第5条に規定する扶養義務者
- （4） 条例第5条に規定する所得の額
- （5） 条例第2条第3号ア（イ）に掲げる者の障害の程度
- （6） 条例第2条第3号ア（ウ）に掲げる者の在学の状況
- （7） 条例第2条第5号に掲げる者の障害の程度
- （8） 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険（以下「加  
入保険」という。）の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- （9） 対象者の加入保険の保険者及びその所在地若しくは名称  
（第三者の行為による被害の届出）

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたもので  
あるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届（様  
式第8号）を速やかに村長に届出しなければならない。

（添付書類の省略）

第12条 村長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する  
書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる  
ときは、当該書類を省略させることができる。

（受給者証の返還）

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至っ

た場合は、速やかに受給者証を村長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。

(経過規定)

- 2 改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則第4条の規定により交付されたものとみなし、旧規則の規定に基づいてなされている申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和58年規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（昭和59年規則第16号）

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、東海村医療福祉費支給に関する条例（昭和51年東海村条例第39号）第3条の規定に基づき、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

附 則（昭和62年規則第19号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療費福祉費支給に関する条例施行

規則の規定にかかわらず，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については，所要の補正を施したうえ，使用することができる。

附 則（平成４年規則第１号）

- 1 この規則は，公布の日から施行し，平成４年１月１日から適用する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず，この規定による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については所要の補正をしたうえ，なお使用することができる。

附 則（平成９年規則第２３号）

- 1 この規則は，平成１０年１月１日から施行する。ただし，様式第６号の改正規定は，平成９年９月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については，所要の補正をしたうえ，なお使用することができる。

附 則（平成１０年規則第２９号）

この規則は，公布の日から施行し，平成１０年１１月１日から適用する。

附 則（平成１１年規則第３１号）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については，所要の補正をしたうえ，なお使用することができる。

附 則（平成１１年規則第３８号）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規



則の規定にかかわらず，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については，所要の補正をしたうえ，なお使用することができる。

附 則（平成12年規則第72号）

- 1 この規則は，平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については，所要の補正をしたうえ，なお使用することができる。

附 則（平成13年規則第9号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第18号）

この規則は，平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第8号）

- 1 この規則は，平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給条例施行規則の規定にかかわらず，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給条例施行規則の規定による様式については，所要の補正をしたうえ，なお使用することができる。

附 則（平成17年規則第30号）

- 1 この規則は，平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式について現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

附 則（平成18年規則第42号）

この規則は，平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第48号）

この規則は，平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 34 号）

（施行期日）

- 1 この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際，この規則による改正前の各規則に定める様式による用紙で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

附 則（平成 19 年規則第 48 号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 23 号）

（施行期日）

- 1 この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

附 則（平成 21 年規則第 17 号）

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際，この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

附 則（平成 21 年規則第 20 号）

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規

則の規定に関わらず、この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 23 年規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に関わらず、この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 23 年規則第 15 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則に規定する様式で、現に残存するものは、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 24 年規則第 18 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の東海村医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 26 年規則第 23 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

年度		作成日		1 削除 2 新規 3 修正		対象者区分 84 小児 83 重度心身障害者 86 妊産婦 88 母子家庭 95 特別障害者				85 65歳以上重度心身障害者 87 父子家庭 90 特例小児 96 特例妊産婦				区分	受給者番号					
1 受給者	個人コード	氏名	性別	生年月日	続柄	住所コード	番地	様方	世帯コード											
記録	2 配偶者・母					交付・認定年月日	交付番号	種別	1 年金(母子・遺族・障害・障害福祉) 2 特別児童扶養手当 3 身体障害者手当・養育手当 4 その他				1 該当 2 非該当 3 無申告							
	3 扶養義務者					障害認定	等級	障害名	年金証書等記号番号	支給開始年月日	母子区分	1 母・父 2 子ども 3 子どものみ								
	4 被保険者											判定額								
	前年の所得(控除前)		前年の所得(控除後)		雑損	医療費	社保・定期控除	小規模共済	本額特	扶給特	老老	学扶	老老	特定	免除額・災害医療費	控除後の判定所得	非課税	課税	判定	判定額
1 受給者																				
2 配偶者(父・母)																				
3 扶養義務者																				
加入医療保険	保険者コード	種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号				保険種別の内容				退職区分の内容		保険区分の内容			
	1				・	・					1 協会 2 組合 3 日雇	4 船員 5 共済 6 国保	7 租 8 後 期	1 本人 2 被扶養者		1 本人 2 家族				
	2				・	・					開始		終了	年度						
	3				・	・					有効期間	最新	前	非課税						
4				・	・							前	課税							
保険者		名称所在地																		
口座項目	銀行コード	支店コード	科目	口座番号	口座名義人(カナ)													妊産婦	出産予定日	妊娠届出日
資格	取得事由	取得年月日	喪失事由	取得年月日	電話番号		上記のとおり医療福祉費支給制度の受給(新規・更新)を申請します。											備考		
	1 新規	5 障害等	1 死亡	2 転出	メモ欄1		年 月 日													
	2 転入	6 死別	2 転出	3 生保該当	メモ欄2		住所													
	3 生保非該当	7 高校等在学	3 生保該当	4 婚姻 8 その他			申請者 氏名													
審査	1 課税台帳	2 戸籍簿	3 住民票	4 国保台帳・被保険者証			高額療養費及び高額介護合算療養費のうち、東海村医療福祉費支給に関する条例第4条第3項の規定により算出された額の受領を委任致します。													
5 国民年金等台帳																				
附加給付の状況	現物：有・無(代理有・無)；有・無(代理有・無) 償還：有・無；有・無																			

様式第2号(その1)(第4条関係)

(表)

福 医 療 福 祉 費 受 給 者 証	
公 費 負 担 者 番 号	
受 給 者 番 号	
被保険者証等の記号及び番号	
保 險 種 別	
保 險 者 番 号	
受 給 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
有 効 期 間	<div style="text-align: right;">                     年 月 日から                      年 月 日まで                 </div> 入院のみ有効 ※小児で入院のみ対象の場合
交 付 年 月 日	年 月 日
発 行 機 関 名 及 び 印	茨城県 東海村 <span style="float: right;">印</span>

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は東海村医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療機関等又は指定訪問看護事業者において医療を受けるときは、この証と医療保険証を提示し、外来自己負担金又は入院自己負担金(重度心身障害者を除く。)をお支払いください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに東海村役場に届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに東海村役場へ返還してください。
- 5 その他お分かりにならないことは、東海村役場窓口でお尋ねください。

様式第2号(その2)(第4条関係)

(表)

㊦ 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	
受給者	住所
	氏名 <span style="float: right;">男女</span>
	生年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
有効期間	<div style="text-align: right;">                     年 月 日から                      年 月 日まで                      外来のみ有効 ※小児で外来のみ対象の場合                 </div>
交付年月日	年 月 日
発行機関名 及び 印	東海村 <span style="float: right;">印</span>

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は東海村医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療機関等又は指定訪問看護事業者において医療を受けるときは、この証と医療保険証を提示し、外来自己負担金又は入院自己負担金(重度心身障害者を除く。)をお支払いください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに東海村役場に届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに東海村役場へ返還してください。
- 5 その他お分かりにならないことは、東海村役場窓口でお尋ねください。



様式第2号(その3)(第4条関係)

(表)

㊦ 妊産婦医療福祉費受給者証	
◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。	
公費負担者番号	. . . . .
受給者番号	. . . . .
被保険者証等の記号及び番号	
保険種別	
保険者番号	. . . . .
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日
発行機関名及び印	茨城県東海村 <span style="float: right;">印</span>

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は東海村医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
  - 2 医療機関等又は指定訪問看護事業者において医療を受けるときは、この証と医療保険証を提示し、外來自己負担金又は入院自己負担金(重度心身障害者を除く。)をお支払いください。
  - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに東海村役場に届け出てください。
  - 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに東海村役場へ返還してください。
  - 5 その他お分かりにならないことは、東海村役場窓口でお尋ねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する際には、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合に限り対象とします。

様式第3号(第5条関係)

医療福祉費受給者証再交付申請書

公費負担者番号		対象者名 氏名	男女
受給者番号			年月日
再交付申請の理由			
<p>誓 約 書</p> <p>受給者証を発見したときは、直ちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴村に負担をかけないことを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">受給者 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東海村長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">(受給者又は 保護者等) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第4号(その1)(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書兼支給決議書				
		課長	課長補佐	係長 担当
決裁				
公費負担者番号		受給者氏名		男女
受給者番号		生年月日	年 月 日	
保険者及び被保険者証記号番号		保険種別		
		保険者名		
医療機関等の所在地及び名称又は氏名				
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他( )	医療を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
医療機関等で支払った金額	〔医療保険各法の 一部負担の額〕			円
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。				
年 月 日	東海村長 様	〒 住所 申請者 (受給者又は保護者) 氏名		㊦
(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をば印に代えることは、差し支えありません。				
(注) 1 添付書類 ① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書又は調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2 申請者が医療機関等で支払った金額から、外来自己負担額、入院自己負担金額、標準負担額、他方による公費負担額及び高額療養費等を控除した額が支給されます。 3 ※欄は、市町村で記入します。				

※ 支給額内訳	領収書等の金額	患者負担割合金額		
	円	① 円	② 円	③ 円
控除額内訳	他法公費負担額		附加給付額	
	高額療養費		その他	
	入院時自己負担額		外来自己負担金額	
	標準負担額		控除額計 ④	
交付決定額		①+②+③-④		

様式第4号(その2)(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書兼支給決議書				
	課長	課長補佐	係長	担当
決裁				
公費負担者番号		受給者氏名		男女
受給者番号		生年月日	年 月 日	
保険者及び被保険者証記号番号		保険種別		
		保険者名		
医療機関等の所在地及び名称又は氏名				
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他( )	医療等を受けた期間	年 月 日から	年 月 日まで
医療機関等で支払った金額	〔医療保険各法の 一部負担の額〕			円
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。				
年 月 日	東海村長 様	申請者 (受給者又は保護者)	〒 住所 氏名	印
(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。				
(注) 1 添付書類				
① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書又は調剤明細書				
② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書				
2 申請者が医療機関等で支払った金額から、外来自己負担額、入院自己負担金額、標準負担額、他方による公費負担額及び高額療養費等を控除した額が支給されます。				
3 ※欄は、市町村で記入します。				

※ 支 給 額 内 訳	領収書等の金額	患者負担割合金額		
	円	円	円	円
		①	②	③
控除額内訳	他法公費負担額		附加給付額	
	高額療養費		その他	
	入院時自己負担額		外来自己負担金額	
	標準負担額		控除額計 ④	
	交付決定額	①+②+③-④		

医療福祉費支給決定通知書

年 月 日

様

東海村長 印

年 月 日付で申請のありました 様  
にかかると医療福祉費について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせし  
ます。

なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日  
以内に東海村に対して異議申立てをすることができます。ただし、この通知を受けた日の  
翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経  
過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月  
以内(この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつ  
ては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以  
内。以下同じ。)に、東海村を被告として(訴訟において東梅村を代表する者は、東海村  
長となります。)、提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起  
算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき  
(この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、  
その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、決  
定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1 承認

支給額 円

支払期日 月 日

2 不承認 一部不承認

理由

様式第7号(第10条関係)

医療福祉費受給資格等変更届		公費負担者番号	受給者氏名	変更年月日
		受給者番号		
届出事項	変更前	変更後		変更年月日
氏名	ふりがな	ふりがな		
住所				
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄 ( )	対象者又はその父母との続柄 ( )		
所得	円	円		
支払い口座等	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称		
障害の程度	級	級		
高校等在学状況	学校名等	学校名等		
加入保険の世帯主被保険者組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員		
種別 保険者の名称 所在地	協会・組・船・共・国・後期	協会・組・船・共・国・後期		
被保険者証の記号 番号				
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>東海村長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 ㊟</p> <p>(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>				

様式第8号(第11条関係)

第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		対象者 氏名	男 女
受給者番号			年 月 日生
その事故の要旨等 (日時, 場所, 状況等)			
疾病又は負傷の状況			
第三者の住所(居所)及び氏名(名称), 日時 住所(居所)が明らかでないときはその旨			
示談の有無	有, 無(示談があった場合は示談書の写を添えること)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領 年月日(見込)	年 月 日		
<p>上記のとおりお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>東海村長 様</p> <p style="text-align: right;">届出人 受給者又は住所 保護者等氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(注)押印は, 署名(自筆)の場合は, 必要ありません。 押印をば印に代えることは, 差し支えありません。</p>			



様式第 1 号 (第 3 条関係)  
様式第 2 号 (その 1) (第 4 条関係)  
様式第 2 号 (その 2) (第 4 条関係)  
様式第 2 号 (その 3) (第 4 条関係)  
様式第 3 号 (第 5 条関係)  
様式第 4 号 (その 1) (第 6 条関係)  
様式第 4 号 (その 2) (第 6 条関係)  
様式第 5 号 (第 7 条関係)  
様式第 6 号 削除  
様式第 7 号 (第 10 条関係)  
様式第 8 号 (第 11 条関係)